

通達甲(警.教.教1)第6号

平成24年3月30日

存続期間

各所属長 殿

警務部長

○ 警視庁警察官採用時教養実施要綱の全部改正について

[沿革] 平成27年9月 通達甲(警.教.教1)第6号

28年9月 同(副監.総.企.組)第15号

29年3月 同(警.教.企1)第6号改正

このたび、別添のとおり、警視庁警察官採用時教養実施要綱の全部を改正し、平成24年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警視庁警察官採用時教養実施要綱の制定について(平成14年3月26日 通達甲(警.教.教1)第7号)は、廃止する。

別添

警視庁警察官採用時教養実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察官の採用時教養の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 採用時教養とは、新たに採用された巡査に対し、採用時から一定の期間内に行う教養をいい、初任教養、職場実習、初任補修教養及び実戦実習をもって編成する。
- 2 初任教養とは、新たに採用された巡査に対して行う基礎的な教育訓練をいう。
- 3 初任科とは、警察学校において初任教養を行うための課程をいい、これを受ける者を初任科学生と呼称する。
- 4 実務修習とは、初任教養の一環として、初任科学生を初任科の中間時期に、警察署に派遣して行う教育訓練をいう。
- 5 実戦的総合訓練とは、第一線の現場の取扱状況、教訓とすべき事案等を題材とした想定に基づき、届出受理(事案認知)、現場臨場、職務質問、制圧及び逮捕、捜査種類の作成等一連の警察活動を演技式により実施する訓練をいう。
- 6 職場実習とは、初任教養を修了した巡査に対して行う警察署における教育訓練をいう。
- 7 新任巡査とは、採用時教養の期間中の巡査で、初任教養を修了したものをいう。
- 8 初任補修教養とは、職場実習を修了した巡査に対して行う基礎的な教育訓練をいう。
- 9 初任補修科とは、警察学校において初任補修教養を行うための課程をいい、これを受ける者を初任補修科学生と呼称する。
- 10 実戦実習とは、初任補修教養を修了した巡査に対して行う警察署における教育訓練をいう。
- 11 短期課程とは、採用区分のⅠ類試験合格者を対象とする教養期間が15か月の課程をいう。
- 12 長期課程とは、採用区分のⅡ類及びⅢ類試験合格者を対象とする教養期間が21か月の課程をいう。

第3 採用時教養の期間

- 1 採用時教養の期間は、次表のとおりとする。

区分	初任教養	職場実習	初任補修教養	実戦実習
短期課程	6 か月	原則として 3 か月	2 か月	原則として 4 か月
長期課程	10 か月	原則として 3 か月	3 か月	原則として 5 か月

- 2 警務部長は、必要がある場合は、警察学校長（以下「学校長」という。）と協議の上、前 1 の職場実習の期間を、1 か月を超えない範囲で延長することができる。この場合において、職場実習を延長した期間に相当する期間、実戦実習の期間を短縮する。

第 4 初任教養及び初任補修教養

1 教養の方針

警察官としての職責を自覚させ、使命感を培い、社会人としての良識及び豊かな人間性を養うとともに、警察官として必要な基礎的知識及び技能の修得並びに気力及び体力の錬成を図るものとする。

特に、職務倫理の基本が警察官一人一人の行動原理となるよう警察倫理教養を徹底するものとする。

2 入校期間等

初任科及び初任補修科における課程別の入校期間、授業時間及び授業日数は、次表のとおりとする。

なお、授業時間の単位は時限とし、1 時限は 80 分とする。

区分		入校期間	授業時間	授業日数
短期課程	初任科	26 週	480 時限	120 日
	初任補修科	9 週	168 時限	42 日
長期課程	初任科	44 週	800 時限	200 日
	初任補修科	12 週	228 時限	57 日

3 学級編成等

学級編成は、おおむね 40 人の学生をもって 1 学級とし、各学級に正副各 1 名の担任教官を配置するものとする。ただし、副担任教官に代えて、助教を配置することができる。

4 初任科及び初任補修科の教科内容等

(1) 初任科

- ア 人間教育を充実し、警察官としての資質を育成するため、警察倫理、法学、基本実務、体育、術科等の教育訓練を重点的に実施するほか、実務修習前には、交番における地域警察活動について、必要最小限度の知識を身に付けさせるものとする。
- イ 実務修習後は、地域及び交通のほか、初任科卒業後の職場実習を効果的に行うために必要な捜査、生活安全、警備等の概論的な知識を修得させ、及び実戦的総合訓練を行うことにより、地域警察官としての現場での執行力の基礎を身に付けさせるものとする。
- ウ 柔道、剣道又は合気道及び逮捕術の段位又は級位、けん銃操法初級、救急法初級、情報処理能力検定初級並びに第二級陸上特殊無線技士の資格の取得を目標とする。

(2) 初任補修科

- ア 豊かな人間性の練磨及び職務倫理の基本の定着化を図るため、警察倫理、法学、基本実務、体育、術科等の教育訓練を実施するものとする。特に、基本実務については、職場実習を通じて得た問題点及び疑問点を解消させるとともに、実務に関する知識の総合的な向上を図るため、事例研究、討議式及び演習を中心とした教授方法により、総合的な知識を身に付けさせるものとする。

また、実戦的総合訓練及び捜査書類作成訓練の反復実施、警視庁技能指導官(警視庁技能指導官の指定に関する規程(平成7年5月31日訓令甲第23号)により警視庁技能指導官に指定された者をいう。)等の講義等により、地域警察官としての現場での執行力及び捜査実務能力を向上させるものとする。

- イ 柔道、剣道又は合気道及び逮捕術の段位、鑑識技能検定初級並びに通信指令技能検定初級の取得並びに基礎的捜査書類作成能力検定の合格を目標とする。

(3) 教授細目

学校長は、警務部長の定める教授内容に基づき、毎年3月末日までに、教授細目を定め、警務部長(教養課教養企画第一係経由)に報告するものとする。

5 授業計画

- (1) 学校長は、「初任科及び初任補修科を通した全体計画」及び「週間計画」を

あらかじめ定めるものとし、その策定に当たっては、授業の進捗状況、学生間における修得程度の格差等を勘案して調整するなど、学生が警察官としての資質を養い、段階的に知識及び技能を修得することができるよう、各科目の授業開始時期及び進度を定め、総合的に教養効果を上げるよう配慮するものとする。

なお、調整に当たっては、新任巡査の配置先の警察署の長(以下「署長」という。)からの意見に配慮すること。

- (2) 当初の教養目標に到達しない教科にあつては、補充調整の時間を充てるものとする。

6 授業内容及び教授方法

(1) 授業内容

学校長は、授業内容について次の事項に留意するものとする。

ア 各教科の授業内容については、円満な良識及び幅広い常識を兼ね備えた人間性豊かな警察官の育成並びに警察官として必要な知識及び技能の確実な修得を主眼とし、抽象的又は複雑な理論は努めて避けること。

イ 警察倫理教養については、学校長等幹部による訓育のほか教育参与、部外の有識者等による授業を行い、組織人としての自覚を養わせること。また、具体的な事例等を題材にした班別討議等の実習により、学生に主体性と積極性を持たせること。

ウ 警視庁の組織及び活動が都民のためにあること、特に民事と警察活動との関係及び各種相談事務の重要性について正しく理解させること。

(2) 教授方法

学校長は、教官、助教等に対し、担当する教授科目の学習指導案を作成させるとともに、教授方法等について次の事項に留意させるものとする。

ア 常に、教授方法の工夫及び改善に努め、各種資料・教材の活用、模擬現場における実習、演技式、討議式等による事例研究、書類作成等により、授業の内容と進度に応じて具体的に理解しやすくするとともに、学習の動機付けに配慮し、実践的な教養を推進すること。

イ 学生の資質及び能力を踏まえて授業を行い、学生の理解度を把握しつつ、全体の知識及び技能の水準を高めるように配慮すること。

ウ 部内外の講師に対しては、授業の目標、内容、重点等を説明して講義を依頼するなど、それぞれの講師と教授内容等に関して緊密な連絡をとること。

7 実務修習

- (1) 学校長は、初任科学生を実務修習のため警察署に派遣するものとする。
- (2) 実務修習は、主として、交番における地域警察活動について研修を行う。
- (3) 学生の派遣を受けた警察署の長は、実習を担当する課の幹部を指定して適切な教養を行わなければならない。

8 試験等

学校長は、試験等の基準に基づき、教養の効果を測定し、その結果を授業内容に反映させるとともに、卒業認定の指標とするものとする。

9 卒業

学校長は、卒業基準を満たした者を卒業させるものとする。ただし、卒業基準に満たない場合には、警務部長と協議の上、1回に限り、再入校又は編入をさせることができる。

10 育成に係る所見の活用及び管理

- (1) 学校長は、初任科学生又は初任補修科学生を卒業させる際は、当該学生について在校中の育成に係る所見(以下「所見」という。)を作成し、署長に確実に引き継ぐものとする。
- (2) 引き継ぎを受けた署長は、所見を有効に活用し、自署における新任巡査の適正な指導及び処遇に配慮するものとする。
- (3) 警察署における所見の保管は、警務を担当する警部以上の階級にある警察官が一括管理することとする。
- (4) 署長は、新任巡査が初任補修教養を受けるため警察学校に入校する際及び自署における採用時教養が修了した際は、速やかに当該新任巡査に係る所見を学校長に送付するものとする。
また、新任巡査が退職した場合についても同様とする。
- (5) 所見の様式及びその運用については、別に学校長が定める。

第5 初任教養及び初任補修教養における教科外活動

1 教科外活動の目的

教科外活動は、教科課程の教育訓練とあいまって、自主性、良識及び情操を培い、気力及び体力の充実を図り、もって人間性豊かな人格の形成及び警察官としての資質の養成を目的とする。

2 教科外活動の位置付け

教科外活動の位置付けは、教科課程を補充する諸活動とする。

3 教科外活動指導上の留意事項

- (1) 教科外活動は、警察学校における統一した指導方針の下に、組織的かつ計画的に行うものとし、その運営は、学生の自主自律によることを原則とすること。
- (2) 警察学校の職員は、教科外活動を効果的に推進するため、一体となって指導に当たるとともに、常に、指導の内容及び方法に工夫及び改善を加え、学生の発達段階を見極めながら、順次、自主的な活動に移行させるような指導を行うこと。

第6 職場実習

1 職場実習の種別

- (1) 基礎教養
- (2) 地域実習
- (3) 刑事組織犯罪対策実習
- (4) 交通実習
- (5) 生活安全実習

2 職場実習の目的

- (1) 実務能力の向上
初任教養で修得した知識技能を具体的な警察事象に即応して判断し、応用する能力並びに実務についての基本的知識及び実務能力を身に付けさせる。
- (2) 警察倫理の涵[かん]養
職場実習期間中における各種取扱いを通じて、警察官としての在り方、使命感、責任感、職業に対する誇り等を涵[かん]養し、自信を持って自主積極的に勤務ができるように育成する。
- (3) 資質及び人格の形成
服装、姿勢、態度等についての適切な指導教養により、警察官としての資質及び人格を形成する。
- (4) 気力及び体力の錬成
柔道、剣道、合気道、逮捕術、拳銃等の各種術科訓練に努めて参加させることにより、体力の維持及び向上につながる運動習慣を身に付けさせるとともに、受傷事故防止及び適正な執行務に資するよう気力及び体力を錬成する。

3 教養体制

署長は、新任巡査の受入れに当たり、警察学校との緊密な連携の下、新任巡査が速やかに職場環境に適応し、落ち着いて教養を受けられるよう配慮するとともに、職場実習を適切かつ効果的に推進するため、次により教養体制を確立し、新任巡査の指導育成を図るものとする。

また、職場実習指導員に対し、新任巡査の指導に必要な知識及び技能を修得させるための教養を実施するとともに、適正な賞揚及び激励により士気の高揚を図るものとする。

(1) 教養責任者

ア 教養責任者は、副署長とする。

イ 教養責任者は、署長の命を受け、職場実習の種別ごとに、その方法、教材、場所等について所属の実情に即した教養の基本計画を策定し、教養担当者等を指揮するとともに、警察学校との連携を緊密にし、職場実習の効果的な推進を図るものとする。

(2) 教養担当者

ア 教養担当者は、職場実習を担当する課の課長(課長の配置のない課にあつては課長代理)とする。

イ 教養担当者は、教養責任者の定める基本計画に基づき、教養指導者及び職場実習指導員を指定するとともに、教養方法等について課の実情に即した具体的計画を立て、効果的な教養を行うものとする。

(3) 教養指導者

ア 教養指導者は、職場実習を担当する課の警部補の中から適任者を指定するものとする。

なお、教養指導者は、職場実習指導員と兼務させることができる。

イ 教養指導者は、次により指導を行うものとする。

(ア) 職場実習指導員等を指揮し、職場実習が適切かつ効果的に行われるよう計画的に推進すること。

(イ) 教養の実施状況を的確に把握し、基本計画に示す内容を新任巡査に確実に履修させること。

ウ 各教養指導者は、相互の連携を緊密に保ち、職場実習が効果的に推進されるよう配慮するものとする。

(4) 職場実習指導員

ア 職場実習指導員は、職場実習を担当する課の巡査(採用時教養(平成

24年3月31日以前に実施された同様の教養を含む。)修了者に限る。)、
巡査部長又は警部補で、人格的に優れ、指導力及び行動力を有し、かつ、
勤務成績が優秀な者の中から各新任巡査に対してそれぞれ指定する
ものとする。ただし、刑事組織犯罪対策実習、交通実習及び生活安全実
習の職場実習指導員については、特段の事由がある場合、当該実習の効
果を妨げない範囲内で職場実習指導員1名に複数の新任巡査を担当さ
せることができる。

イ 職場実習指導員は、原則として新任巡査と勤務を共にして指導及び教
養に当たるとともに、規律、生活面等についても指導及び助言を行うもの
とする。

ウ 地域実習期間中は、当該実習に係る職場実習指導員に対する新たな勤
務命免(交番の異動を含む。)は、原則としてできないものとする。

エ 職場実習指導員の配置換えがあった場合には、新たに職場実習指導員
を指定するものとする。

(5) 教養指導補助者

教養担当者は、地域実習の職場実習指導員が巡査のときは、新任巡査と
同一交番に勤務する巡査部長又は巡査(採用時教養(平成24年3月31日
以前に実施された同様の教養を含む。)修了者に限る。)を教養指導補助者
として指定し、次の任務に当たらせるものとする。

ア 教養指導者を補佐すること。

イ 職場実習指導員に対し、適切な指導及び助言を行い、新任巡査の教養
効果が上がるように努めること。

ウ 新任巡査に対しては、必要に応じて、同行指導等による教養を実施する
こと。

(6) 連絡調整

教養係長は、新任巡査の所属する係の幹部と緊密な連絡をとり、職場実習
が円滑に推進されるよう、これに協力するものとする。

4 実施要領

(1) 教養指導者は、職場実習指導員及び新任巡査と接する機会を多くして、常
に、職場実習の状況及び進捗を把握するとともに、必要な指導調整を行うもの
とする。

(2) 職場実習指導員は、新任巡査と勤務を共にし、取扱事項を通じて、職務に
ついて指導教養を行うものとする。

(3) 新任巡査は、常に、職場実習の状況及び進捗を自ら把握するとともに、積

極的に教養指導者又は職場実習指導員に指導を求めなければならない。

5 勤務命免

署長は、職場実習期間中の新任巡査については、次の区分に従って勤務命免を行うものとする。

- (1) 基礎教養期間中は、警務係とする。
- (2) 地域実習期間中は、地域係とする。ただし、交番及び受持区の指定は行わないものとする。
- (3) 刑事組織犯罪対策実習期間中は、地域係と盗犯捜査係との兼務とする。
- (4) 交通実習期間中は、地域係と交通捜査係との兼務とする。
- (5) 生活安全実習期間中は、地域係と少年係との兼務とする。

6 学校長への通知

署長は、新任巡査が職場実習を修了したときは、職場実習の実施結果について、「職場実習結果通知書」により、初任補修教養のための警察学校入校までに学校長(初任教養部教養管理係経由)に通知するものとする。

第7 実戦実習

1 実習内容

原則として、交番における地域警察活動とする。

2 実戦実習の目的

新任巡査の単独による勤務を通じて、採用時教養修了後の実務に対応することができる能力を修得させる。

3 教養体制

原則として、職場実習の教養体制と同一とする。

(1) 教養責任者

教養責任者は、勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養担当者等を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、実戦実習の効果的な推進を図るものとする。

(2) 教養担当者

教養担当者は、教養責任者の定める基本計画に基づき、教養指導者及び実戦実習指導員を指定するとともに、教養方法等について課の実情に即した具体的計画を立て、効果的な教養を行うものとする。

(3) 教養指導者

教養指導者は、実戦実習指導員等を指揮し、実戦実習が適切かつ効果的に行われるよう計画的に推進するものとする。

なお、教養指導者以外の各級幹部は、実戦実習が円滑かつ効果的に行われるよう協力すること。

(4) 実戦実習指導員

ア 実戦実習指導員は、新任巡査が実戦実習を行う交番等に勤務する地域係の巡査(採用時教養(平成24年3月31日以前に実施された同様の教養を含む。)修了者に限る。)、巡査部長又は警部補で、人格的に優れ、指導力及び行動力を有し、かつ、勤務成績が優秀な者の中から指定するものとする。

なお、教養担当者は必要に応じて、実戦実習指導員を補佐する実戦実習教養指導補助者を指定し、運用することができるものとする。

イ 実戦実習指導員は、原則として職場実習指導員と同一とするが、署の実情に応じて、他の者を実戦実習指導員とすることができるものとする。

4 実施要領

- (1) 教養指導者は、実戦実習指導員及び新任巡査と接する機会を多くして、常に、実戦実習の状況及び進捗を把握するとともに、必要な指導調整を行うものとする。
- (2) 実戦実習指導員は、教養指導者の管理及び指導の下、新任巡査に対して、単独による勤務を行わせるものとする。なお、新任巡査の能力、実戦実習の状況及び進捗等を勘案して、必要と認められる場合には、同行指導等を行うものとする。
- (3) 新任巡査は、常に、実戦実習の状況及び進捗を自ら把握するとともに、積極的に教養指導者又は実戦実習指導員に指導を求めなければならない。

5 勤務命免

署長は、実戦実習期間中の新任巡査については、地域係を命免し、交番及び受持区の指定を行うものとする。

6 学校長への通知

署長は、実戦実習修了に際して、事前に座談会等を実施し、新任巡査の実習項目の修得状況を確認するとともに、今後の指導方法等を検討し、実戦実習及び座談会等の実施結果について、「実戦実習結果通知書」により、第9に定める学校招致教養が実施されるときまでに学校長(初任教養部教養管理係経由)に通知するものとする。

第8 職場実習・実戦実習記録表の作成等

1 職場実習・実戦実習記録表(本人用)

新任巡査は、体験し、又は指導を受けた内容を、随時、別に定める「職場実習・実戦実習記録表(警察官本人用)」に記載し、事後の学習に活用するものとする。

2 職場実習・実戦実習記録表(指導者用)

- (1) 教養指導者は、新任巡査の履修状況を、随時、別に定める「職場実習・実戦実習記録表(警察官指導者用)」(以下「指導者用記録表」という。)に記載するとともに、学校招致教養の前に、指導者用記録表により実習状況を署長、教養責任者等に報告し、指導者用記録表を署長に提出するものとする。
- (2) 署長は、教養指導者から提出された指導者用記録表を、学校招致教養までに、学校長に送付するものとする。
- (3) 学校長は、署長から送付された指導者用記録表を、学校招致教養修了後、署長に送付するものとする。
- (4) 署長は、学校長から送付された指導者用記録表を、教養係において保管させるものとする。

第9 学校招致教養

1 学校招致教養の教養内容等

学校長は、実戦実習修了に際して、新任巡査を警察学校に招致し、個々面接、体験発表、検討会その他必要な教養を行うものとする。この場合、署長は、指定を受けた新任巡査を警察学校に派遣しなければならない。

2 学校招致教養の目的

新任巡査の採用時教養修了後の実務に対応できる能力の修得状況の確認をする。

3 教養担当者

学校長は、前記1の教養を行うに当たっては、努めて初任科の担任教官に担当させるものとする。

4 修得状況の確認

学校長は、前記第7の6により通知された実戦実習結果通知書及び前第8の2の(2)により送付された指導者用記録表並びに前記1により行う個々面接に基づき、招致した新任巡査の実習項目の修得状況を、教官等に確認させるものとする。

する。

5 指導、助言等

- (1) 教官等は、前4により確認した事項について、新任巡査に指導、助言等を行うものとする。
- (2) 学校長は、新任巡査に対する指導、助言等のうち、警察署で実施することが適切であると認められるものを、署長に通知するものとする。

第10 修了証書

学校長は、採用時教養の課程を修了した者に対して、「修了証書」を交付するものとする。

第11 その他

1 特別指導期間

- (1) 学校長は、初任教養のため警察学校に入校した直後の初任科学生に対し、学校生活に必要な基礎知識及び学生としての心構えの浸透を図るための期間を特別指導期間として、特に必要な指導を行うことができる。
- (2) 学校長は、特別指導期間中、必要に応じて、採用時教養修了後間がない者の中から適任と認められる者を初任科指導員として警察学校に派遣することを、教養課長に要請することができる。この場合、教養課長は、適任と認められる初任科指導員を、警察学校に派遣するものとする。

2 初任補修科

- (1) 初任補修科は、原則として初任科の期別ごとに指定し、警察学校に入校させるものとする。
- (2) 署長は、入校予定者が傷病その他の事由により警察学校への入校に支障を来すおそれのある場合は、速やかに教養課長(教養企画第一係経由)に通知し、入校の可否について協議するものとする。
- (3) 初任補修科学生は、大会、試合等に出場することはできない。ただし、警務部長が認めた場合は、この限りではない。

3 採用時教養中の留意事項

(1) 相互の連絡等

学校長、教養課長及び署長は、相互に緊密な連携をとり、職場実習指導員及び実戦実習指導員(候補者を含む。)に対する教養を実施するなど、採用時教養を効果的かつ効率的に実施するよう配意するものとする。

(2) 各種行事等への参加

署長は、採用時教養期間中、職場実習指導員又は実戦実習指導員が参加する自署の福利厚生行事等には、実習に支障を来さない限度において、新任巡査を参加させるものとする。

(3) 採用時教養期間中の各種制限

ア 採用時教養が修了するまで、地域係以外への配置はできないものとする。

イ 採用時教養が修了するまで、部門別任用教養、専科教養等の各種講習の受講はできないものとする。

4 補足

関係所属長は、特別の事情により、期間、実施要領等を変更して採用時教養を実施する必要がある場合は、あらかじめ警務部長(教養課教養企画第一係経由)に上申するものとする。
